

## 街づくり・防災対策について

### 1 調査項目

- (1) 木造密集地域解消に関する事項
- (2) 土地区画整理事業、再開発事業、及び都市計画道路の整備促進に関する事項
- (3) スーパー堤防の整備促進に関する事項
- (4) 区内交通体系に関する事項
- (5) 南北交通の整備に関する事項
- (6) 地震、水害対策に関する事項

### 2 特別委員会の設置及びその定数

本調査のため地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条第1項に基づく江戸川区議会委員会条例（昭和31年9月江戸川区条例第7号）第4条第1項の規定により、本議会に「街づくり・防災対策特別委員会」を設置するものとし、同第4条第2項の規定により、当該特別委員会の定数を12人とする。

### 3 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

#### （説明）

大きな被害が発生した阪神・淡路大震災から久しい時間が経過した。この間、日本各地では、いくつもの大地震があったところである。

安全で快適な、より暮らしやすい街づくりを実現するためには、地震、水害対策につながる、土地区画整理事業を始めとしたさまざまな街づくり事業を推進するとともに、より利便性のある交通機関の整備を必要とするところである。

あわせて、良好な街づくりを基盤とした、江戸川区としてのより実効性のある、地震、水害対策の総合的な検討が必要である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第112条第1項の規定により本案を提出する。